

ランダム係数の再計算について

1. ランダム係数によって入札不調となるしくみ

予定価格超過者が存在せず、ランダム係数が上に振れすぎた場合には、全者が最低制限価格を下回り失格となり入札不調になります。入札の事務改善として図1のようにランダム係数によっては入札が成立する場合は、ランダム係数を再計算することとします。

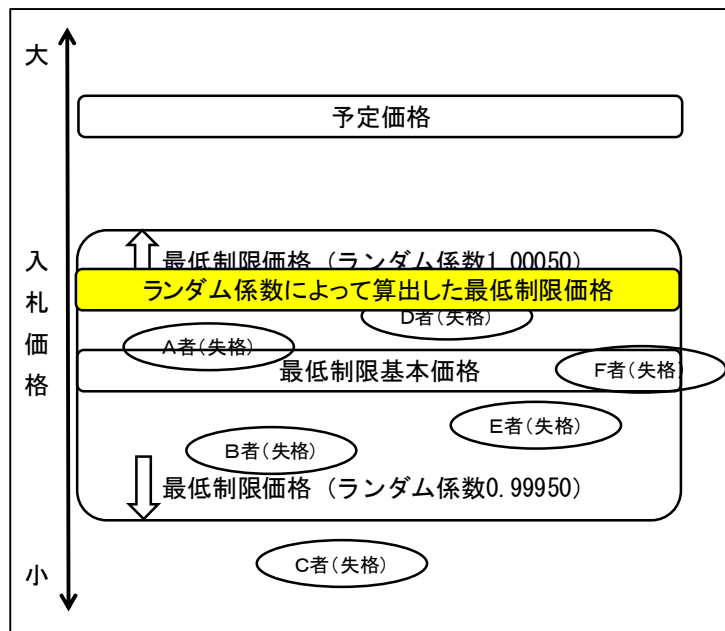


図1 ランダム係数による入札不調の例

ランダム係数については「最低制限価格（失格基準価格含む）へのランダム係数の導入について」をご覧ください。

2. 全者が下回った場合における再計算の方法

(1) 再計算の条件

「ランダム係数によって算出した最低制限価格」を全者が下回り、かつ、ランダム係数 1.00050～0.99950 の範囲内に応札者が1者以上存在することが再計算の条件となります。その範囲に応札者が存在しなければ再計算は行いません。

(2) 再計算の方法

初回のランダム係数は、それぞれの入札者が「任意で決めた3桁の数字」とそれぞれの入札者の「入札した時間を数値化」し、その総和を101で割った余りから係数を求めることとしています。再計算のランダム係数は、初回で算出された総和×2をして101で割った余りから係数を求めます。

それでも候補がない場合は、更に総和×3、×4・・・と再計算を繰り返します。繰り返す回数(N)は101回までとします。

(3) 落札決定通知書の掲載方法

係数算出回数：N回（1～101）を落札決定通知書のランダム係数根拠の上段に掲載します。また、再計算を行った場合は、総和に×N（2～101）を追加します。再計算を行わない場合は、総和に×1は表示されません。

再計算しない場合	再計算した場合
<p>落札決定通知書</p> <p>省略</p> <p>係数算出の回数：1回</p> <p>係数算出の根拠：(0) 業者01 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分43秒 システム割付番号：083 入力くじ番号：072 確定割付番号：155</p> <p>(1) 業者02 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分19秒 システム割付番号：929 入力くじ番号：345 確定割付番号：1274</p> <p>(2) 業者03 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分16秒 システム割付番号：616 入力くじ番号：678 確定割付番号：1294</p> <p>：省略</p> <p>確定割付番号の総和：6463 確定割付番号の総和÷101 = 48 ...89(余り) ランダム係数：1.00039</p>	<p>落札決定通知書</p> <p>省略</p> <p>係数算出の回数：N回</p> <p>係数算出の根拠：(0) 業者01 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分43秒 システム割付番号：083 入力くじ番号：072 確定割付番号：155</p> <p>(1) 業者02 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分19秒 システム割付番号：929 入力くじ番号：345 確定割付番号：1274</p> <p>(2) 業者03 入札書提出日時：平成27年10月01日 20時30分16秒 システム割付番号：616 入力くじ番号：678 確定割付番号：1294</p> <p>：省略</p> <p>確定割付番号の総和：6463×N 確定割付番号の総和÷101 = ## ...9(余り) ランダム係数：0.99959</p>

図2 落札決定通知書

3. 実施時期

平成31年3月1日以降に開札を行う案件から適用します。

（各自でシステム更新の作業をする必要はありません）

4. その他

- ランダム係数の再計算は、電子入札システムによって自動的に行います。入札執行者や入札参加者が再計算の操作をすることはありません。したがって、落札決定通知書に「N回」と表示されて初めて再計算したことがわかります。
- 予定価格超過者があっても、再計算の条件がそろえば再計算を行います。
- 入札参加者全員の入札価格が、ランダム係数0.99950を乗じた最低制限価格を下回る場合は、再計算はせず入札不調とします。
- 総合評価落札方式の入札については、ランダム係数を廃止しているため再計算は行いません。

5. ランダム係数再計算処理の流れ

(ア) 初回ランダム係数を算出します。

(イ) 以下①～③のすべてを満たす場合にランダム係数の再計算を行います（図3を参照）。なお、予定価格超過者の存在※の有無は条件としません。

- ① 初回ランダム係数による最低制限価格より上でかつ予定価格の範囲内に応札者が存在していない。
- ② ランダム範囲(ランダム係数 1.00050～0.99950)に応札者が存在している。
- ③ 工事の場合、予定価格の10分の9から10分の7の範囲にランダム範囲が包含しているか一部が重複している（委託の場合はこの条件は適用しない）。

なお、③における条件を満たさなければ、再計算しないで自動的に10分の9（もしくは10分の7）に移行し、最低制限価格が確定します。

(ウ) N回（N=2～101）の計算を繰り返し、応札者が最低制限価格以上に存在した状態になった最小のN回目の時点でその最低制限価格に確定します。なお、再計算は予定価格の10分の9から10分の7の範囲内に収まるよう、再計算します（委託の場合は範囲を限定しない）。

※ ①～③の条件を満たした上で予定価格超過者が存在すると、これまではA者に対して2回目の入札に進んでいましたが、今回の適用によりB者かC者が落札できるように再計算が適用されます。

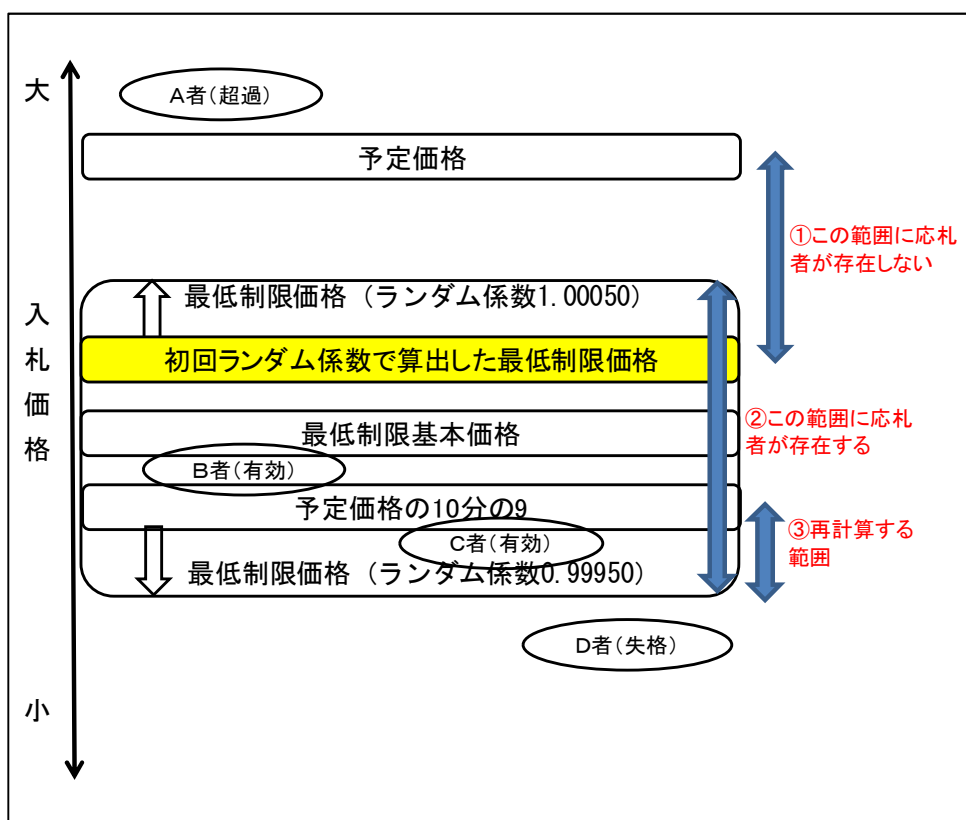


図3 ランダム係数の再計算を行う条件